

地域密着型通所介護(予防通所介護相当)重要事項説明書

デイサービス だん・だん

(令和6年4月1日現在)

1、当社が提供するサービスについての窓口

担当: 生活相談員 野口路子、伊藤 航平、中島 哲也

電話: 042-652-9001

受付時間: 営業日の午前8時30分～午後6時00分

2、だん・だんの概要

①通所介護(予防)事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	デイサービス だん・だん
所在地	東京都八王子市上川町696
介護指定番号	1372904647
サービス提供する地域	八王子市
第三者機関による評価	無

②営業時間

営業時間	月曜～土曜 8:30～18:00 祝日も営業
定休日	日曜日
年末年始	1月1日～1月3日※状況により変更の場合があります。

③職員体制

・管理者	1名(生活相談員、介護職)と兼務
・生活相談員	1名以上(介護職と兼務)
・介護職員	2名以上(運転手含む)
・看護師	1名以上(機能訓練指導員と兼務)
・調理員	1名以上

3、通所介護(予防)に於けるサービスの内容

定員: 18名/日

サービス提供時間: 午前9時30分～午後5時

ご利用者様に通所介護計画に沿った、送迎・身体介護・食事の提供・入浴介助・機能訓練・その他必要なサービス、ご利用者様・ご家族様からのサービスに関するご相談を行います。

※送迎については、止むを得ずご利用者様、ご家族様の事情により送迎サービスを行わなかった時は減算(片道47単位)にて対応します。

4、利用料金

①利用料(基本サービス料金)

	3時間以上 4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満	7時間以上 8時間未満
要支援1	1ヶ月契約(満たない場合日割り計算有)				19,203円
要支援2	1ヶ月契約(満たない場合日割り計算有)				38,672円
要介護1	4,443円	4,656円	7,017円	7,241円	8,042円
要介護2	5,105円	5,351円	8,288円	8,555円	9,505円
要介護3	5,767円	6,045円	9,569円	9,879円	11,022円
要介護4	6,408円	6,718円	10,819円	11,203円	12,517円
要介護5	7,081円	7,423円	12,111円	12,517円	14,012円

【加算】	入浴加算	40単位
	個別機能訓練加算	56単位
	サービス提供体制強化加算	18単位

※上記料金表の利用合計金額に介護職員処遇改善加算(Ⅰ)5.9%、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)1.0%、介護職員等ベースアップ等支援加算1.1%が加わります。(区分支給限度額からは除外)

☆デイサービスだん・だんでは、7時間以上8時間未満でのサービス提供をしています。

但し、ご利用者様の状態に応じてサービス提供時間の変更を対応します。

介護保険の給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金の1割、2割、又は3割の料金をご負担していただきます。(平成30年8月1日より変更)

ただし、介護保険の範囲を超えたサービスの利用は、全額自己負担となります。

(介護度により料金が異なります。)

②キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金を頂きます。キャンセルが必要となった場合は至急ご連絡ください。（連絡先:042-652-9001）

お客様の都合でサービスを中止される場合、下記キャンセル料がかかります。

①ご利用日の前日17時30分までにご連絡いただいた場合	無料
②ご利用日の8時30分までにご連絡いただいた場合	700円(食事代)
③ご利用日の送迎に出してしまった場合	1000円

5、介護(予防)保険給付対象外サービスの利用料

食 材 料 費	1食 700円(昼食代600円+おやつ代100円)
延 長 利 用 料	17時以降1時間につき 1060円
そ の 他 日 常 生 活 費	1、利用者の希望により購入する身の回り品 持参 (歯ブラシ、、化粧品、等個人の日用品等) 2、利用者の希望による教養娯楽費用 実費 (行事や活動による材料費等) 3、通常の事業実施地域を越えて行う送迎 100円/1km

6、サービスの利用方法

①サービスの利用開始

居宅サービス計画(ケアプラン)の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。居宅サービス計画(ケアプラン)の作成をまだ依頼していない場合、当社介護支援専門員までご相談ください。

②サービスの終了

* お客様の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文章でお申し出ください。

* 当社の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合がございます。その場合は終了1か月前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護(要支援)認定区分が、非該当の(自立)と認定された場合
- ・ お客様がお亡くなりになった場合

④その他

- ・ 当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は当社が破産した場合、お客様は文書で通知する事によって即座にサービスを終了することができます。
- ・ お客様がサービスの利用料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、又はお客様やご家族様などが当社のサービス従業者に対して本契約を継続しがたい程の背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させて頂く場合があります。

7、事故発生時の対応

①事業者は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに当該お客様のご家族様、当該お客様にかかわる居宅介護支援事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

②事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録し、その完結日から5年間保存します。

③事業者は、お客様に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。

8、当社の通所介護の特徴等

(1) 運営の方針

① 基本理念

- i 通所介護サービスの提供に当たっては、お客様の意思及び人格を尊重し、常にお客様の立場にたつて行うとともに、お客様又はご家族様に対して適切な相談又は助言を行う。
- ii 正当な理由なしに、業務上知り得たお客様又はご家族様に関する情報を他に洩らすことがないよう、プライバシーに関する秘密保持は厳守する。
- iii お客様からの苦情処理には、迅速かつ適切に対応する。
- iv 通所介護・訪問介護・居宅介護支援等適切な福祉サービスを、個別プランにより総合的かつ効果的に提供する。
- v 事業運営にあたっては、区市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護事業者、介護保険法との密接な連携を行う。

② サービスの質の向上

- i 提供する介護保険サービスの質の評価を行い、常にその改善を行うものとする。
- ii 定期的な事業所内外における職員研修を通じ、最新技術の取得を行い、適切な介護技術を持ってサービスの提供を行う。
- iii 地域密着型サービスに於いては、年2回の運営推進会議が義務付けとなる。

③ 事前説明

指定通所介護(予防)の提供を開始し、あらかじめ、利用申込み者又はそのご家族様に対し、運営規定の概要、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い利用申込者の同意を得るものとする。

9、緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、担当居宅介護支援事業者へ連絡をいたします。

主治医	所属医療機関名称	
	主治医氏名	
	所在地及び電話番号	
ご家族	緊急連絡先の家族等	
	住所及び電話番号	

10、サービスの相談窓口及び苦情相談受付窓口

① サービス事業所

電話番号: 042-652-9001

受付時間: 営業日の午前8時30分～午後5時30分

■ 苦情受付担当者

サービス事業所(デイサービスだん・だん)の生活相談員 野口路子・中島哲也・高野将吾

■ 苦情解決責任者

サービス事業所(デイサービスだん・だん)の管理責任者 野口路子

【苦情相談対応の基本手順】

- i 苦情の受付
- ii 苦情内容の確認
- iii 苦情解決責任者等への報告
- iv 苦情解決に向けた対応の実施
- v 再発防止又は改善の措置
- vi 苦情解決責任者への最終報告

② 上記サービスを提供する事業所

指定通所介護 (予防) デイサービス だん・だん

電話番号 042-652-9001

受付時間 営業日の午前8時30分～午後5時30分

③その他

その他の相談・苦情受付窓口としては、下記の窓口がございます。

※区市町村の相談・苦情受付窓口

八王子市高齢者福祉課042-620-7420

※国民健康保険団体連合会の苦情受付窓口

03-6238-0177

11、賠償責任について

①デイサービスだん・だんは、通所介護(予防)サービスの提供に伴って、デイサービスだん・だんの責めに帰すべき事由により、利用者又はそのご家族等の介護者の生命・身体・財産及び名誉に損害を及ぼした場合には、その損害を補償します。

②利用者又はそのご家族等の介護者は、利用者又はそのご家族の介護者の責めに帰すべき事由により、デイサービスだん・だんのサービス従事者の生命・身体・財産及び名誉に損害を及ぼした場合には、その損害を補償して頂きます。その損害賠償を請求されることがあります。

12、介護保険法の改正

国が定める介護給付費(介護報酬)の改正があった場合、だん・だんの料金体系は、国が定める介護給制度(介護報酬)に準拠するものとします。

通所介護(予防)の提供開始にあたり、お客様に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

説明者 _____ (氏名) _____ 印

令和 年 月 日

契約者氏名

お客様 _____ (住所) _____

_____ (氏名) _____ 印

代理人 _____ (住所) _____

_____ (氏名) _____ 印

事業者 (住所) 東京都八王子市上川町696

(名称) デイサービス だん・だん

(管理者) 野口 路子 印

(法人) 有限会社 サポートスタッフ ほほえみ

取締役 矢島清子